

福島第一原子力発電所4号機の安全確保に係る取組状況について

平成21年11月27日

東京電力㈱福島第一原子力発電所4号機（以下「当該機」という。）は、平成21年9月29日から平成21年11月下旬までの予定で原子炉を停止し、新検査制度による保全計画に基づき、第23回定期検査（定期事業者検査）を実施している。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

- 当該機においては、今停止期間中に、長期保守管理方針に基づき、制御棒の外観検査等を実施するとともに、機器・構造物の定例的な点検、配管減肉管理指針に基づく配管の肉厚測定を計画的に実施している。また、残留熱除去系配管改造工事等の予防保全の取組みが進められ、不適合事象等の情報公開の努力も積み重ねてきているが、引き続き適切かつ積極的な対応が求められる。
- 今回、原子炉再循環系配管等の2箇所の溶接線における超音波探傷検査では、異常は認められていない。
また、配管の減肉管理においては、高圧注水系で余寿命が3.4年と評価され、配管の取替計画と取替までの点検計画の策定が必要となる余寿命5年未満の部位が1か所確認されており、今後も引き続き適切な管理が求められる。
- 今定期検査中に着脱式の梯子から作業員が落下し、けがをする事故が発生しているが、当該作業員が当該現場での経験がなかったことを踏まえ、現場での安全対策の徹底に加え、初めての作業での注意喚起等、事故再発防止に努める必要がある。
- 福島第二原子力発電所1号機において排水配管の誤接続によるトリチウム含有水の放出が確認されたこと等から、福島第一原子力発電所においても調査が進められており、当該機においては、現在までのところ誤接続が確認されていないが、引き続き、全号機における配管誤接続の有無の調査を速やかにかつ徹底的に実施する必要がある。

- 事業者においては、現在、プラントの耐震安全性評価に関し、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震を受け、追加で行った地質調査結果も踏まえた再評価を実施しており、平成21年6月19日には、本号機を含めた福島第一原子力発電所の「耐震設計審査指針」改定に伴う耐震安全性評価結果中間報告書を提出しているところであるが、最終報告に向け、引き続き、最新の知見を適切に反映し、可能な限り迅速かつ確実に再評価を実施していくことが求められる。

- 福島第一原子力発電所においては、新潟県中越沖地震における柏崎刈羽原子力発電所3号機での所内変圧器の火災及び絶縁油の外部流出を踏まえ、所内変圧器周りの相非分離母線並びに相分離母線の沈下防止対策及び防油堤内側への遮水シートの敷設等、現在、災害に強い発電所への取組みが、ハード（設備等）、ソフト（組織等）両面にわたり、計画的に進められているが、安全性、信頼性向上の観点から、一層の設備の強化改善を図るよう努めるとともに、不断に防災体制の実効性を確認していくことが求められる。

- 事業者においては、今後、当該機での起動試験の各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、新検査制度に則った保全計画に基づき状態監視を適切に行う等、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、安全・安心対策を、立地地域をはじめ県民の目に見える形で一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、その結果を分かりやすく説明することによって、信頼回復に向けた努力を積み重ねていくことが求められる。

- 県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心を基本に、事業者の安全確保、信頼回復に向けた取組状況について確認していく等、適切に対応していくこととする。